

公益社団法人日本武術太極拳連盟
暴力行為・不正行為等の相談窓口の設置・運営に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本武術太極拳連盟（以下「本連盟」という。）に相談窓口を設置し、本連盟の倫理規程に基づき、本連盟が行う諸事業における、暴力行為、各種ハラスメント行為及び個人的又は組織的な不正行為等を早期に発見し、これを是正して、その再発防止を図ることを目的とする。

(相談体制)

第2条 本連盟は、本条各項に定めるとおり相談窓口を設置する。

- 2 相談窓口の事務は、本連盟事務局が所掌する。
- 3 本連盟の相談窓口担当理事は、相談窓口の適切な運営のため必要な措置をとり、相談窓口の担当者に対し、相談に係る事項の事実関係に関し必要な調査を命じる。
- 4 本連盟は、相談窓口を適切に運営するため、事務の全部又は一部を弁護士法人SK法律事務所に委託することができる。
- 5 委託を受けた弁護士法人SK法律事務所は、本連盟事務局と連携し、相談窓口が受け付けた相談の内容及び相談の対応状況について、随時、本連盟事務局に報告し、相談事項について必要な対応を取るものとする。また、本連盟事務局から報告を求められた場合には、これに応えるものとする。
- 6 相談窓口及び相談に対する対応は以下のとおりとする。

【本連盟相談窓口】

公益社団法人日本武術太極拳連盟事務局

電話 080-3000-6764

電話対応時間 平日10時から12時まで 13時から17時まで

【外部相談窓口】

弁護士法人SK法律事務所

電話 03-5259-8796

電話対応時間 平日10時から12時まで 13時から17時まで

FAX 03-5259-8797

(相談対象事項)

第3条 相談窓口は、本連盟倫理規程第4条に定める事項に違反し又は違反するおそれがある行為（以下「違反行為等」という）に関する相談を対象とする。

ただし、既に公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁又は調停手続きがなされ、若しくは裁判所に係属中の事件に関する事項は相談の対象としない。

- 2 相談窓口は、前項本文に定める相談の対象となる事項以外の事項に関する相談、若しくは個人に対する私怨、誹謗中傷又は不当な不平不満のいずれかに該当することが明らかであると相談窓口が判断した場合にはこれに対応しない。

(利用者の範囲)

第4条 相談窓口を利用できる者は以下のとおりとする。

- ① 本連盟倫理規程第2条に定める者
- ② 本連盟の加盟団体の役職員及び選手、指導者等の関係者
- ③ 本連盟が選任した強化指定選手及びその関係者
- ④ その他本連盟の事業に利害関係を有する者

(利用方法)

第5条 相談窓口の利用は、第2条第5項に定める連絡先へ電話、FAX、書面又は面談により行うものとする。

- 2 本連盟は、前項の利用方法について、ホームページや会報等に掲載し、周知徹底を図るものとする。

(相談の対応)

第6条 相談窓口は、相談を受けた場合、速やかに必要な対応を取るものとする。

- 2 相談窓口は、相談内容に係る事実について、違反行為等の行為者及び関係者の氏名及び違反行為等の概要を聴取し、可能な限り当該相談に係る違反行為等の内容を具体的に明らかにするよう務める。
- 3 本連盟及び相談窓口は、相談を受けた事項について必要があると認める場合には、利用者及び関係者から必要な事項を聴取し、その他違反行為等に関する事実関係を明らかにするための調査（以下「事実調査」という）を行うものとする。
- 4 利用者の相談事項に関して、本条第2項の定めに従い適切な聴取に努めたにもかかわらず、相談窓口において利用者の連絡先を確認できない場合、違反行為等の概要を把握できない場合、その他本規程に基づく事実関係の調査その他の対応を取ることが困難である場合、又は対応を取ることが適当でない場合には、本連盟は対応を取る義務を負わない。
- 5 相談窓口は、相談結果を担当理事に報告する。

(利用者及び情報の保護)

第7条 本連盟及び本規程に定める相談窓口の業務に関わる全ての関係者は、利用者の個人情報、相談に関する情報及び事実調査の過程で知り得た一切の事実は、これを秘匿し、外部に漏洩又は開示してはならない。ただし、相談窓口の事務又は事実調査の委託を受けた者で、事項に定める守秘義務を負う者へ開示する場合はこの限りではない。

- 2 本連盟は、相談窓口の事務又は事実調査の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託先に対しても前項本文の守秘義務を課すものとする。
- 3 本連盟及び加盟団体は、利用者が相談窓口を利用したことを理由として当該利用者及びその関係者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

(照会の取扱い)

第8条 本連盟は、利用者から結果について照会があった場合は、本連盟が当該相談事項につき取った対応の有無及びその内容を説明するものとする。ただし、個人情報や本連盟が回答することが適当でないと判断した内容についてはこの限りでない。

- 2 利用者以外の者からの照会については応じないものとする。ただし、本連盟が回答することを必要と認めた者からの照会については、その全部又は一部を説明できるものとする。

(その他)

第9条 本規程に定めるものの他、本規程の実施のため必要な事項は、本連盟倫理委員会において定める。

附則

- 1 この規程は、平成29年6月17日から実施する。
- 2 この規程は、令和8年3月6日改定し、同日から施行する。

以上